

平成29年3月28日

指定障害福祉サービス事業者等 各位

旭川市福祉保険部指導監査課

平成29年度 介護給付費等算定に係る体制等及び加算に係る届出について  
平成29年度 福祉・介護職員処遇改善加算の算定に係る届出について

平素より本市の福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記届出について、平成29年度の介護給付費等の算定要件の充足を確認する必要があることから、次のとおり指定障害福祉サービス事業者等について、体制等届出書等の提出をお願いします。

また、平成29年度に福祉・介護職員処遇改善加算の算定を行う場合は、新たに届出が必要とされていますので、次のとおり福祉・介護職員処遇改善計画書等の提出をお願いします。

- 1 介護給付費等算定に係る体制等及び加算に係る届出に係る留意事項
  - (1) 訪問系事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）並びに相談系事業所（計画相談支援及び障害児相談支援）については、平成29年度に特定事業所加算を算定する場合のみ提出してください。
  - (2) 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助については、加算算定の有無にかかわらず、当該全てのサービス種別について提出してください。
- 2 福祉・介護職員処遇改善加算の算定に係る届出に係る留意事項  
平成29年度に同加算を算定する事業所は、上記1の届出とは別に提出してください。
- 3 特例の措置  
前年度実績が適用の要件とされている体制・加算については、3月31日以降でなければ実績が確定しないことから、下記期間内に提出された場合に限り、4月1日に遡って体制・加算の適用を認めているところです。  
処遇改善加算についても同様に、下記期間内に提出された場合に限り4月からの算定が可能ですが、15日以降の提出となった場合は、提出のあった月の翌々月からの算定となりますので御注意ください。
- 4 変更届出書の提出について  
平成28年度までは4月1日付けの変更事由（上記1の「介護給付費等の算定に関する事項」を除く）があった際には、上記1の届出と同一の変更届出書にて提出いただいていたましたが、今回の届出につきましても、上記1の届出とは別に、変更届出書一式を提出していただきますようよろしくお願いいたします。
- 5 提出期間・提出方法  
いずれの届出につきましても、平成29年4月14日（金）まで（期日厳守）に提出してください。  
提出方法は直接持参又は郵送とし、郵送の場合は当日消印有効とします。  
また、郵送の際は封筒宛名面隅に「体制届出書（又は処遇改善計画書）在中」と朱書きしてください。  
なお、提出時に届出書類を基に要件の審査を行いますので、時間に余裕を持って来庁してください。  
来庁順に審査しますが、事前に来庁時間をお知らせいただくと、その時間帯に優先的に審査しますので、事前の連絡をお勧めします。
- 6 提出先 旭川市福祉保険部指導監査課（〒070-8525 旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎2階）
- 7 提出書類 別紙「届出書類一覧表」のとおり。
- 8 届出書類の様式について  
届出書等の各種様式については、旭川市指導監査課のホームページに掲載しています。  
●旭川市トップページ上段「事業者向け」>「よく利用されるページ」中「障害福祉サービス事業者向けトップページ」>「4障害福祉サービス事業者等の指定申請、変更届、給付体制届等に係る様式等」（1）、（2）及び（4）から取得できます。

【担 当】

旭川市役所福祉保険部指導監査課（障害担当）  
Tel：0166-26-1111 内線（5118・5129）

## 届 出 書 類 一 覧 表(訪問系サービス・相談支援)

※【昨年度と様式や添付書類の内容が変更しています。御注意ください】

### 1 平成29年度において、次の加算を算定する場合に提出する書類 (前年度まで算定していた場合であっても改めて届出が必要です。)

サービス種類	加算等名称	提出書類	
居宅介護	特定事業所加算	別紙3-1(特定事業所加算に係る添付書類)	別紙3-5 (特定事業所加算に係る 確認表)
重度訪問介護		別紙3-2(特定事業所加算に係る添付書類)	
同行援護		別紙3-3(特定事業所加算に係る添付書類)	
行動援護		別紙3-4(特定事業所加算に係る添付書類)	
計画相談支援		別紙3-6(特定事業所加算に係る届出書)	別紙3-7(特定事業所加算 に係る基準の遵守状況に関 する記録(保存用))
障害児相談支援		別紙3-6(特定事業所加算に係る届出書)	

### 2 1の加算を算定する場合に添付する書類

提出書類	
指定障害福祉サービス事業者等変更届出書	(様式第19号)
指定障害児相談支援事業者変更届出書	(様式第9号の10の15)
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	(様式第1号)その1, その2
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	様式第4号(平成29年4月1日時点が含まれているもの) ○当該事業所・施設の組織体制図を添付してください。

#### 《届出書類作成の注意点(各サービス共通)》

- 提出書類は、当課ホームページよりダウンロードして使用してください。  
昨年度使用した様式は、その後修正されていますので、お手数ですが、再度ダウンロードの上、御使用ください。
- 「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」は、届出するサービス種類が記載されているページのみ添付してください。該当しないサービス種類のページは添付不要です。  
(該当するサービスを一枚に集約しても可)

# 届出書類一覧表(日中活動系サービス等)

※【昨年度と様式や添付書類の内容が変更しています。御注意ください】

## 1 必ず提出する書類

提出書類		
指定障害福祉サービス事業者等変更届出書	様式第19号	
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	(様式第1号)その1, 2	
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	様式第4号(平成29年4月1日時点が含まれているもの) ○当該事業所・施設の組織体制図を添付してください。 ○就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型において、施設外就労を実施している(予定含む)事業所は、その事業所全体の職員配置と施設外就労のユニットごとの職員配置について、勤務形態一覧表において区分して記入してください。	
平成28年4月～平成29年3月分の「短時間利用者減算算定シート」及び「減算確認表」(就労継続支援A型のみ)	「短時間利用者減算算定シート」及び「減算確認表」(※様式はH28.5.6付けメールにて送付済みです。)	
目標工賃及び平均工賃実績が確認できるもの(就労継続支援B型のみ)	別紙29(目標工賃達成加算に係る添付書類)	
就労支援事業に係る会計関係書類(就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型のみ)	直近の就労支援事業別事業活動明細書(平成29年2月時点以降のもの)	
利用者数算定表(※人員配置体制及び利用実績を確認するため。)	療養介護	添付様式2(利用者数算定表(療養介護))
	生活介護	添付様式3-1(利用者数算定表(生活介護))
		添付様式3-2(生活介護に係る添付書類)
	就労移行支援	添付様式1(前年度の利用実績表)
	就労継続支援A型	添付様式4(利用者数算定表(就労継続支援))
就労継続支援B型	添付様式4(利用者数算定表(就労継続支援))	
共同生活援助	添付様式5(利用者数算定表(共同生活援助))	

## 2 今年度、下記の加(減)算を算定する場合、必ず提出する書類(前年度まで算定していた加(減)算であっても改めて届出が必要です。)

サービス種類	加算等名称	提出書類
療養介護	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	人員配置体制加算	別紙6(人員配置体制加算に係る添付書類(療養介護事業所))
生活介護	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	人員配置体制加算	別紙7(人員配置体制加算に係る添付書類(生活介護事業所))
	常勤看護職員等配置加算	保健師又は看護師若しくは准看護師の資格証の写し及び雇用証明書
	送迎加算	別紙11(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	延長支援加算	別紙33(延長支援加算に係る添付書類)
	リハビリテーション加算	別紙10(リハビリテーション加算に係る添付書類)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※1)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)	
短期入所	重度障害者支援加算(※1)	別紙34(重度障害者支援加算に関する届出書(短期入所))
	緊急短期入所体制確保加算	別紙13(緊急短期入所体制確保加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	送迎加算	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	栄養士配置加算	管理栄養士または栄養士の資格証の写し及び雇用証明書
施設入所支援	夜勤職員配置体制加算	別紙19(夜勤職員配置体制加算に係る添付書類)
	重度障害者支援加算	別紙20-1(重度障害者支援加算(Ⅰ)に係る添付書類)
		別紙20-2(重度障害者支援加算(Ⅱ)に関する届出書)
	夜間看護体制加算	別紙21(夜間看護体制加算に係る添付書類)
	地域生活移行個別支援特別加算	別紙36(地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書)
	栄養マネジメント加算	別紙38(栄養マネジメント加算に関する届出書)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※1)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)	
自立訓練(機能訓練)	標準利用期間超過減算	別紙32(標準利用期間超過減算に係る添付書類)
	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	送迎加算	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	リハビリテーション加算	別紙10(リハビリテーション加算に係る添付書類)
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※1)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)

サービス種類	加算等名称	提出書類
自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練	標準利用期間超過減算	別紙32(標準利用期間超過減算に係る添付書類)
	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	送迎加算	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	夜間支援等体制加算	別紙25(夜間支援等体制加算に係る添付書類(宿泊型自立訓練))
	短期滞在加算	別紙23(短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る添付書類)
	精神障害者退院支援施設加算	
	通勤者生活支援加算	別紙22(地域移行支援体制強化加算及び通勤者生活支援加算に係る添付書類(宿泊型自立訓練事業所))
	地域移行支援体制強化加算	
	地域生活移行個別支援特別加算	別紙36(地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書)
	看護職員配置加算	別紙24(看護職員配置加算に係る添付書類)
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※1)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
就労移行支援	標準利用期間超過減算	別紙32(標準利用期間超過減算に係る添付書類)
	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	送迎加算	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	就労定着支援体制加算	別紙31(就労定着者の状況(就労定着支援体制加算に係る届出書))
	精神障害者退院支援施設加算	別紙23(短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る添付書類)
	移行準備支援体制加算	別紙27(移行準備支援体制加算(I)に係る添付書類)
	就労支援関係研修修了加算	実務経験証明書, 研修修了証の写し及び雇用証明書
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※1)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
	就労継続支援A型	福祉専門職員配置等加算
送迎加算		別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
食事提供体制加算		別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
重度者支援体制加算		別紙28(重度者支援体制加算に係る添付書類)
就労移行支援体制加算		別紙26(就労移行支援体制加算に係る添付書類)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※1)		別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
就労継続支援B型	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	送迎加算	別紙11-1(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	重度者支援体制加算	別紙28(重度者支援体制加算に係る添付書類)
	就労移行支援体制加算	別紙26(就労移行支援体制加算に係る添付書類)
	目標工賃達成指導員配置加算	別紙30(目標工賃達成指導員配置加算に係る添付書類)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※1)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)	
共同生活援助	大規模住居等減算	別紙14(大規模住居等減算に係る添付書類)
	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	重度障害者支援加算	別紙16(重度障害者支援加算に係る添付書類)
		別紙35(共同生活援助の重度障害者支援加算に係る届出書)
	夜間支援等体制加算	別紙15(夜間支援等体制加算に係る添付書類)
		夜間支援等体制加算(I)を算定している場合は、次の2点についても提出が必要。 ○ 休憩時間が明記されている就業規則 (休憩時間を一義的に定め難い場合は、基本となる休憩時間等をあらかじめ明記するとともに、休憩時間については具体的に各人毎に個別の労働契約で定める旨の委任規定が就業規則に設けられていること。) ○ 雇用契約書の写し
	通勤者生活支援加算	別紙18(通勤者生活支援加算に係る添付書類(共同生活援助事業所))
	地域生活移行個別支援特別加算	別紙36(地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書)
	医療連携体制加算(V)	別紙37(医療連携体制加算(V)に関する届出書)
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※1)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)

※1 それぞれの要件等を満たすことがわかる書類(例 資格証, 実務経験証明書, 雇用証明書, 契約書, 体制図等)を必要に応じて添付してください。資格証や修了証などを複写物(コピー)により提出する場合は、書類に印影がある書類又は事業者が作成していない書類である場合は、必ず事業者により原本謄写証明を行った上で提出してください。

# 平成29年度福祉・介護職員処遇改善加算届出書類一覧表

## 1 平成29年度、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合、提出する書類

サービスの種類	提出書類
<b>全障害福祉サービス共通</b> (地域相談支援, 計画相談支援, 障害児相談支援を除く)	(1) 処遇改善加算(提出チェック表)
	(2) 福祉・介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)
	(3) 福祉・介護職員処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)(別紙様式2(添付書類1))
	(4) 福祉・介護職員処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)(別紙様式2(添付書類2))
	(5) 福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)(別紙様式2(添付書類3))
	(6) 特別な事情に係る届出書(別紙様式4) ※該当する事業者のみ
	(7) 誓約書(参考様式1)
	(8) その他必要書類(就業規則・給与規程・労働保険の直近の納付書等)
	(9) 福祉・介護職員処遇改善加算に係る雇用するすべての福祉・介護職員に対する周知の方法について(参考様式2)
	(10) 追加提出書類誓約書(参考様式4) ※就業規則等を改正し提出が遅延する場合

### (注1)

福祉・介護職員処遇改善加算を算定するに当たり、キャリアパス要件等を満たすために就業規則等を改正する必要があるため、提出期日までに就業規則等を提出することができない場合は、上記1 提出書類中の(10)追加提出書類誓約書を記載し、改正案などの暫定的な就業規則等計画書もあわせて添付してください。

### (注2)

平成28年度に福祉・介護職員処遇改善加算を算定しており、新たに加算の内容を変更しない場合には、下表のとおり加算の区分が移行されます。平成29年度に移行された加算のまま算定する場合であって、前年度に提出した計画書の添付書類に変更がないときは、上記1 提出書類中の(8)について、提出を省略することが出来ます。

平成28年度	平成29年度
	加算 I (新設)
加算 I	加算 II
加算 II	加算 III
加算 III	加算 IV
加算 IV	加算 V